

災害時の応急対策活動協力に関する協定

高知市（以下「甲」という。）と一般社団法人高知県建設業協会下水道部会（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設が災害により被災した場合における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、地震、津波、台風その他による災害が高知市内において発生した場合に、乙及び乙の部会員の協力を得て応急対策活動を行うことにより、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

2 乙は、この協定の締結及びこの協定に定める事項の実施に関し、乙の部会員を代表するものとする。

（応急対策活動）

第2条 この協定に基づく応急対策活動は、甲が設置する上下水道局災害対策本部の要請に基づくものであって、次に掲げるとおりとする。

- (1) 下水道施設の応急復旧及び緊急放流に係る措置
- (2) 下水道施設の被災による二次災害防止のための緊急措置
- (3) その他甲と乙の協議により定めるもの

（要請）

第3条 甲は、乙の部会員による応急対策活動が必要と認めるときは、応急対策活動の内容、実施場所その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し、応急対策活動の実施を要請するものとする。ただし、書面によるいとまのない場合は、この限りでない。

2 乙及び乙の部会員は、乙が前項の要請を受けたときは、人員・機材等に応じ可能な範囲内において、これに協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づく応急対策活動を行った場合は、次に掲げる事項を書面により報告するものとする。

- (1) 活動場所及び活動内容
- (2) 従事した者の氏名及び個人別の従事時間
- (3) 使用した資機材の数量及び機器類の使用時間数
- (4) その他甲が必要と認める事項

（応急対策活動経費）

第5条 乙の部会員の応急対策活動に要する経費（以下「応急対策活動経費」という。）は、甲の負担とする。

2 応急対策活動経費の額は、前条の報告の内容に応じ、甲の積算基準に従い算出した額を基準に、甲及び乙が協議して定めるものとする。

3 乙又は乙の部会員は、応急対策活動の終了後、前項の協議により定められた額を甲に請求するものとする。

(第三者等に対する損害)

第6条 乙の部会員が応急対策活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲並びに乙及び乙の部会員が協議してその賠償をするものとする。

(労務災害)

第7条 応急対策活動に従事した者に労務災害が発生した場合は、その使用者の責任において補償を行うものとする。

(連絡体制の確立)

第8条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、乙の部会員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

(情報交換等)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し乙の部会員の保有する建設機械、車両等の数量及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

(訓練等への参加)

第10条 甲は、その実施する防災訓練について、乙及び乙の部会員の参加を要請することができる。

2 乙及び乙の部会員は、前項の要請があったときは、これに協力するよう努めるものとする。

(連絡責任者等)

第11条 この協定に定める事項の実施の確保を期するため、甲及び乙に連絡責任者を置く。ただし、非常時における連絡体制については、甲及び乙は、あらかじめ連絡体制表を作成し、当該連絡体制表によりこの協定に定める事項に関する連絡及び調整等を行うものとする。

2 前項本文の連絡責任者は、甲においては下水道整備課長、乙においては一般社団法人高知県建設業協会事務局長とする。

3 甲及び乙は、毎年4月1日現在における第1項ただし書の連絡体制表を作成し、相手側へ通知しなければならない。当該連絡体制表を変更した場合も同様とする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して決定するものとする。

(協定期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から申出がない場合は、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を所有する。

令和 4年 1月 20日

甲 高知市
代表者 高知市上下水道事業管理者 山本 三四年

乙 高知市本町4丁目2番15号
一般社団法人 高知県建設業協会下水道部会
部会長 山崎 一志